

岡本の国会での答弁

177-参-総務委員会-21号 平成23年08月04日

○山下芳生君 やはり被災者の救済ということを最大限考慮すると、今の二つの道というのは私、合理的だと思っておりますので、同時にやはり東電の賠償責任も、いろいろ理論的に難しい面もあるというように聞いておりますけれども、これきちっとさせることが二度と原発事故を起こさないという点にもつながっていきますので、是非そういう方向で努力いただきたいと思っております。

最後に、厚生労働省に来ていただいております。民間賃貸借上げ住宅の特例について質問したいと思います。

七月十五日、都道府県災害救助担当主管部局長あてに厚労省社会・援護局総務課長から通達が出ております。

これ読みますと、応急仮設住宅について、民間賃貸住宅の借上げによる設置も可能だと。それから、被災三県からの避難者を受け入れている都道府県もそれが可能だと。それから、借り上げる場合、家賃については月額六万円とありますけれども、これはあくまで参考であって、柔軟な上にも柔軟な対応をしていただくようにと。家族が多い場合、あるいは介護を必要な方で一部屋必要な場合、ちゃんとそういうこともやってくれていいんだよということまで書いてあるし、加えて、被災三県の被災者が発災以降に被災者名義で契約したものであっても、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われると。要するに、まず逃げて県外で自分で契約してアパート借りた人も、これはもう災害救助法の適用地域なんだから、後からでも、自分で借りた、契約したところに遡ってこの法の適用を受けるんだということで、非常にこれは被災者に配慮された通知だなというふうに思いました。

その上で聞きたいのは、この通知の内容は、例えば福島原発の事故で避難指示が出ていない、三十キロ圏外などの避難者の方々にも適用されるのでしょうか。

○大臣政務官(岡本充功君) 今御指摘いただきました通知、七月十五日というよりは、遡ってお支払いできるというのは、これ四月三十日に、避難者が自ら賃貸住宅を借りてしまうという状況に鑑み、被災者名義で発災以降に契約をした民間賃貸住宅であっても入居当初から県名義の契約に置き換えることを可能としており、この取扱いは県外への避難者についても同様としているという通知を出していますし、また、七月七日には、さらに加えて、入居当初からの名義を置き換えするのが難しい、こういう方に対しまして、被災者とその県とそれから家主、この三者で調整をさせていただいた上で、既に被災者がお支払いになられた家賃も県から直接被災者にお支払いができると、こういう旨の通知を出しております、この取扱いも県外への避難者についても同様としているということでありまして、七月十五日よりも前にこういった取扱いをさせていただいているということを御紹介をさせていただいた上で、いわゆる原発の事故に伴う避難区域の住民であるか否かを問わず対象としているということは四月四日にお知らせをしております。

○山下芳生君 その周知がされているのかということなんですよね。七月の十二日に三十キロ圏外のいわゆる自主避難と言われている方々が国会にも来られまして、経済的に大変負担が大きいと。二重生活をやっている場合が多いんですね。夫は元の住所に残って、仕事があるから、それで小さい子供さんを連れてお母さんだけが県外でアパート借りてと。そういう場合、非常に経済的負担が大きいと。本当はそうしたいんだけど負担が大きいからできないという方もおありですよ。

そういう方々にこういう制度があるんだと、私、避難する権利だってある、保障されるべきだと思うんですよね。そういう方々にちゃんとこれ周知することが非常に大事だと思うんですが、その点いかがですか。

○大臣政務官(岡本充功君) これまでも様々な形でお知らせをするべく努力をしておりますが、御指摘のとおり、自治体にお知らせをして本当に避難をされている皆さん隅々まで通知ができていないかということになると、それはなかなか難しい面があるというのも事実であります。

今日も、福島県と協議をするべく、厚生労働省の職員がお話を聞くべく福島の方に向かっていると事務方より聞いておりますけれども、こういった地域の実情、ニーズをしっかりと踏まえて柔軟な対応をしていく必要があると、そのように考えております。